



第5号

平成27年 5月 25日

東ト協 適正化事業部

## 一般の運転者に対する安全教育

今回は、「通常巡回の指摘項目ワースト5」から、「乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導・監督」を取り上げます。巡回指導で指摘が多い項目は、「指導・監督指針（告示1366号）未対応」「記録簿の記載項目不足」などが挙げられます。

### <乗務員の指導及び監督>

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車に乗務する全ての運転者に対して、国土交通省が告示する指導・監督指針（告示第1366号）に基づいて、指導及び監督を行うことが法令で義務付けられています。

#### 【指導及び監督の指針内容（11項目）】

- ① トラックを運転する場合の心構え
- ② トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③ トラックの構造上の特性
- ④ 貨物の正しい積載方法
- ⑤ 過積載の危険性
- ⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- ⑧ 危険の予測及び回避
- ⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- ⑪ 健康管理の重要性

(1) 各営業所において、上記の11項目の指針を継続的、計画的に実施するための年度ごとの計画を作成してください。<年間計画の作成>

(2) 運転者に対して、指導及び監督を実施したときは、①実施日時・場所②実施内容③指導・監督を行った者④受けた者を記録し、営業所において3年間保存しなければなりません。また、欠席した運転者には、後日、必ずフォローアップを行い記録に残してください。<実施記録の作成・保存>

(3) 同11項目の具体的指導内容については、国土交通省が公表している「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を閲覧・ダウンロードして活用してください。なお、同マニュアルは東ト協ホームページ（適正化事業部）からもダウンロードできます。<指導要領>

## 【記入例】

### 乗務員教育記録

実施年月日	平成27年 5月25日	時間	18時30分～20時30分
実施者名	東京 太郎	開催場所	当社事務所
法定項目（実施の際□にチェック） <input type="checkbox"/> ④貨物の正しい積載方法 <input type="checkbox"/> ⑧危険の予測及び回避 <input checked="" type="checkbox"/> ①トラックを運転する場合の心構え <input type="checkbox"/> ⑤過積載の危険性 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨運転者の運転適性に応じた安全運転 <input type="checkbox"/> ②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 <input type="checkbox"/> ⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項 <input type="checkbox"/> ⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 <input type="checkbox"/> ③トラックの構造上の特性 <input type="checkbox"/> ⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況 <input type="checkbox"/> ⑪健康管理の重要性			
<b>【指導教育の内容】</b> ①トラックを運転する場合の心構え ○基本的心構え ・トラック輸送の公共性、交通事故の損害 ・社会への影響の大きさの認識、他の運転者への影響の大きさ、プロドライバーは他の模範 ○心得 ・顧客に望まれるドライバー（丁寧な荷扱い、時間の厳守） ・会社の代表・荷主の代理人 ・マナー（挨拶、感じの良い話し方、清潔感のある服装）等 ⑨運転者の運転適性に応じた安全運転 ○適性診断結果の活用 ・運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる ○ストレス等の心身への影響に配慮した指導の実施  （資料）「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」 ・基礎編マニュアル（P7、P11） ・応用編マニュアル（P1～4、P64～68）			
<b>出席者氏名（欠席者は横にフォローアップ日を記載）</b>			
○○ ○○	○○ ○○（5/26）		
○○ ○○	○○ ○○（5/27）		
○○ ○○			

※ 運行管理者は、指導及び監督を行った際、記録の作成・保存の義務が法令で定められています。